

かがやきの郷福楽園  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）  
運営規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人江戸川豊生会が開設するかがやきの郷福楽園が行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）の事業所（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士ないし介護職員初任者研修課程の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態にある高齢者（以下「ご利用者」という）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（基本方針）

第2条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は、要介護状態となった場合においても、そのご利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他、安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとする。

- 2 事業所は、提供するサービスの質の評価を行うと共に、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、習志野市、地域包括支援センター、地域の保険・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、適正なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 本事業所の名称は次のとおりとする。

かがやきの郷福楽園 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）

（事業所の場所）

第4条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

〒275-0001 千葉県習志野市 東習志野 1丁目 1番 20号

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名(常勤兼務)
  - ・事業所の従事者及び業務の一元的な管理
- 2 オペレーター 提供時間を通じて1名以上(常勤兼務)
  - ・ご利用者、ご家族からの通報を随時受け付け、適切に対応
  - ・ご利用者またはそのご家族に対して、適切な相談及び助言
- 3 計画作成責任者 1名以上(常勤兼務)
  - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成および交付
  - ・サービス提供の日時等の決定
  - ・サービスの利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理
- 4 定期巡回サービスを行う訪問介護員 必要な人数(常勤兼務)
  - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿った定期的な巡回
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員 提供時間を通じ 1名以上(常勤兼務)
  - ・オペレーターからの要請を受けてのご利用者宅の訪問

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 営業日 365日
- (2) 営業時間 24時間
- (3) 事務受付時間 8:30~17:30

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は、定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス、看護サービスからなり、当該サービスを利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた基準額から法定に沿ったご利用者負担割合分を算定した額になる。

- 2 前項に関して、厚生労働大臣が定める基準の変更がある場合、相当な額に変更することとする。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご利用者に説明することとする。また、その場合にはご利用者又はそのご家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 3 ご利用者宅から事業所への通報に係る通信料(電話料金)についてはご利用者が負担するものとする。
- 4 前各号に掲げるもののほか、ご利用者が負担することが適当であるものは、その都度相談の上、取り決める。
- 5 ご利用者の都合でサービス当日にキャンセルする場合には、キャンセル料を申し受ける。ただし、ご利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情

がある場合は、キャンセル料は不要。

連絡時期	キャンセル料
サービス利用の前日 17:30 まで	無 料
サービス利用の前日 17:30 から	500 円 (税別)

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

習志野市全域

(暴力団排除に関する事項)

第 9 条 事業所は事業の実施にあたり、習志野市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）に基づき、事業者として実施すべき事項について遵守する。

(衛生管理及び感染症対策)

第 10 条 サービス提供に際し、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るための衛生管理に努め、必要な対策を講じるものとする。

- 2 事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に（おおむね 6 か月に 1 回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年 1 回以上）実施する。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 サービス提供中に、ご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにご家族、主治医、および介護支援専門員へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、予め事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じるものとする。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法)

第 12 条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供に当たり、ご利用者宅に取り付ける専用のキーボックスにて保管する。キーボックスは無償で提供する。契約終了時に返却いただく。また、合鍵を紛失した場合は、すみやかにご利用者およびそのご家族、または管理者に連絡をし、必要な措

置を講じるものとする。

(個人情報保護)

- 第13条 ご利用者又はそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得たご利用者又はそのご家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてご利用者又はそのご家族の同意を得るものとする。
  - 3 従業者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持する。
  - 4 従業者であった者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情解決)

- 第14条 提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに係るご利用者及びそのご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
  - 3 事業所は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は習志野市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及びご利用者からの苦情に関して習志野市が行なう調査に協力するとともに、習志野市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
  - 4 事業所は、習志野市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を習志野市に報告する。
  - 5 事業所は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに係るご利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) ご利用者及びそのご家族からの苦情受付体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
  - (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者の配置
- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者（ご利用者のご家族等ご利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを習志野市に通報する。

(身体拘束に関する事項)

第16条 事業者はご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。

- 2 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の甲の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法)

第17条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。

- 2 ご利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに習志野市、ご利用者のご家族、介護支援専門員、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計

画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第19条 事業所は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を確保する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 随時

2 事業所は訪問介護員等に、その同居のご家族であるご利用者に対する当該サービスの提供をさせないものとする。

(記録の整備)

第20条 事業所は、サービス提供に係わる記録、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、ご利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) ご利用者の主治の医師による指示の文書
- (4) 訪問看護計画書
- (5) 習志野市への通知に係る記録
- (6) 苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (8) 報告、評価、要望、助言等の記録

(介護・医療連携推進会議)

第21条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供にあたっては、地域に密着し開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

2 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とする。

(訪問看護事業者との連携)

第22条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該事業所のご利用者に対する指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携することができる。

2 前項の規定に基づき、連携を行う指定訪問看護事業所との協定に基づき、当該指定訪問看護事業所から、以下の事項について必要な協力を得るものとする。

- (1) ご利用者に対するアセスメント
- (2) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- (3) 医療・介護連携推進会議への参加
- (4) その他必要な指導及び助言

(職場におけるハラスメント)

第23条 事業所は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための 方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、2024年4月1日から改正し施行する。